4　新令附則第十二条第十六項及び第十八項の規定は、施行日以後に取得された同条第十六項に規定する住宅に対して課すべき令和九年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧令附則第十二条第三項（旧法附則第十五条の八第四項第一号に係る部分に限る。）に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5　新令附則第十二条第二十三項の規定は、施行日以後に同条第二十五項に規定する改修工事が行われた同条第二十三項に規定する家屋に対して課すべき令和九年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に旧令附則第十二条第二十四項に規定する改修工事が行われた同条第二十二項に規定する家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6　新令附則第十二条第二十八項の規定は、施行日以後に同条第二十五項に規定する改修工事が行われた同条第二十八項に規定する専有部分に対して課すべき令和九年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に旧令附則第十二条第二十四項に規定する改修工事が行われた同条第二十七項に規定する専有部分に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7　新令附則第十二条第三十九項の規定は、施行日以後に同条第三十八項に規定する耐震改修が行われた同条第三十九項に規定する認定長期優良住宅に対して課すべき令和九年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に旧令附則第十二条第三十七項に規定する耐震改修が行われた同条第三十八項に規定する認定長期優良住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8　改正法附則第十四条第十九項の規定によりなおその効力を有することとされた旧法附則第五十六条第十二項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、旧令附則第三十三条第十七項から第十九項までの規定は、なおその効力を有する。

9　前項の規定の適用がある場合における新令附則第三十三条第二十六項の規定の適用については、同項中「又は第二十三項」とあるのは「若しくは第二十三項又は地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和八年政令第八十三号）附則第六条第八項の規定によりなおその効力を有することとされた同令第一条の規定による改正前の地方税法施行令附則第三十三条第十七項」と、「第十四項まで」とあるのは「第十四項まで又は地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）附則第十四条第十九項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第五十六条第十二項」とする。

（軽自動車税に関する経過措置）

**第七条**　令和九年度以後の各年度においては、旧法附則第二十九条の九第一項に規定する定置場所在道府県（次項において「定置場所在道府県」という。）の知事は、改正法附則第十五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる軽自動車税の環境性能割（以下この条において「旧軽自動車税環境性能割」という。）に係る当該年度の前年度における申告及び決定の件数が零であり、かつ、旧軽自動車税環境性能割に係る同年度における滞納がない場合には、同項の規定によりなお従前の例によることとされた旧令附則第十五条の二の三の規定にかかわらず、同条の規定による報告を要しない。

2　令和九年度以後の各年度においては、定置場所在道府県の知事は、当該年度の前年度の旧軽自動車税環境性能割の賦課徴収に係る旧法附則第二十九条の十六第一項各号に掲げる金額がいずれも零である場合には、改正法附則第十五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた旧令附則第十五条の二の四第三項の規定にかかわらず、同項の規定による通知を要しない。

3　令和九年度以後の各年度における旧軽自動車税環境性能割に係る改正法附則第十五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた旧令附則第十五条の二の四第四項の規定の適用については、同項中「から三十日以内」とあるのは、「の属する年度の末日まで」とする。

4　前三項に定めるもののほか、旧軽自動車税環境性能割の賦課徴収その他の特例について必要な経過措置は、総務省令で定める。

（国民健康保険税に関する経過措置）

**第八条**　新令第五十六条の八十八の二第一項並びに第五十六条の八十九第一項及び第二項の規定は、令和八年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和七年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（法人の道府県民税及び市町村民税の課税標準等の特例に関する経過措置）

**第九条**　施行日から附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新令附則第五条の二の四第一項から第四項までの規定の適用については、これらの規定中「第四十二条の四の二第二項又は第四十二条の五第三項第二号」とあるのは、「第四十二条の四の二第二項」とする。

（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

**第十条**　第八条の規定による改正後の森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令第三条第三項及び第四条（第一項第二号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に発生する特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に係る森林環境税の免除について適用する。

（地方自治法施行令の一部改正）

**第十一条**　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百七十三条の四第二項中「から第五十七条の五の三まで」を「、第五十七条の五の二（第四項及び第五項を除く。）及び第五十七条の五の三」に改め、同項の表第五十七条の五の二第四項の項中「第五十七条の五の二第四項」を「第五十七条の五の二第六項」に改める。

（児童福祉法施行令等の一部改正）

**第十二条**　次に掲げる政令の規定中「附則第五条の四第六項」を「附則第五条の四第五項」に改める。

一　児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十四条第二号

二　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第十七条第二号イ

三　子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）第四条第二項第二号

（自動車損害賠償保障法施行令及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部改正）

**第十三条**　次に掲げる政令の規定中「第四百六十三条の十八第三項」を「第四百五十一条第三項」に改める。

一　自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）第三条第一項第四号

二　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成十四年政令第二十六号）第二条

（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令の一部改正）

**第十四条**　外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第四項中「第九条の十五第一項」を「第九条の十四の二第一項」に、「同項の表八月の項」を「同項」に改める。

（財務省組織令の一部改正）

**第十五条**　財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

附則第六条第一項中「第九十条第一号中「内国税」を「第九十条第一号中「内国税の」に、「」と、「賦課」とあるのは「賦課並びに同法附則第五条の四第十二項の規定による通知」を「の」と、「内国税に」とあるのは「内国税等に」に改める。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
財務大臣　片山さつき
厚生労働大臣　上野賢一郎
国土交通大臣　金子　恭之